## 平成31・32年度測量・建設コンサルタント等

## 入札参加資格審査申請提出書類及び注意事項一覧表

申	請書類の名称	様式	○必 △該 ×不 市内	当者提出	注意事	項
1	測量・建設コンサルタント等 入札参加資格審査申請書	様式第1号	業者	業者	・住所、商号又は名称、代表者職氏名等、鮮明に記入してください。 (フリガナも必ず記入) ・申請書には、代表者の印鑑登録のある <b>実印</b> を押印してください。 ただし、 <b>印鑑証明書は不要です</b> 。 ・参加希望の業種のみに○を付け、年間平均実績高を記入してください。	
2	登録業務調書	様式第2号	0	0	・記載要領に従い記入してください。	
3	経営規模総括表	様式第3号	0	0		
4	現況報告書 6·7·9の書類 省 略 可	(写し可)	Δ	Δ	測量法第55条の8の規定に基づく書類  【地方整備局長あてに提出した 最新の現況報告書  各登録規定の第7条に規定する現況報告書  【地方整備局長あてに提出した 最新の現況報告書	・測量業者の登録を受けている者 建設コンサルタント・地質調査・ 補償コンサルタントの登録を 受けている者
5	営業に関する 登録証明書	(写し可)	0	0	・測量業者、建築士事務所及び不動産鑑定 証明年月日が申請書を提出する日から 3	
6	測量等実績調書 (過去2ヵ年分)	様式第4号	0	0	・国土交通省へ提出済みの現況報告書(全部)の写しをもって省略可	
7	技術者経歴書	様式第5号 (写し可)	0	0	<ul><li>・国土交通省へ提出済みの現況報告書(全)</li></ul>	全部)の写しをもって省略可
8	(法人) 登記事項全部証明書 (個人) 身分証明書	発行官公署 (写し可)	0	0	(法人) ・本店の所在地を管轄する法務局で発行される、商業登記簿謄本 又は商業登記の履歴事項全部証明書 ・発行(証明)年月日が申請書を提出する日から <b>3か月以内</b> のもの。  (個人) ・発行日が申請書を提出する日から <b>3か月以内</b> のもの。 ・本籍地のある市(区)町村で発行される身分証明書。本人以外が取得する場合 は委任状が必要です。	
9	財務諸表 (過去2営業年度分)	任意様式	0	0	<ul> <li>・国土交通省へ提出済みの現況報告書(全部)の写しをもって省略可(法人)</li> <li>・貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類(写し可)</li> <li>(個人)</li> <li>・所得税の確定申告書(控)と青色申告の方は青色申告決算書、白色申告の方は収支内訳書(写し可)</li> </ul>	
10	使用印鑑届出書	様式第6号	0	0	・使用印鑑は、実印以外でもかまいません。入札(見積)書及び契約の 締結並びに代金の請求等に使用する印鑑を押印してください。 ・申請者の印は、実印を押印してください。 (印鑑証明書は不要です)	
11	委任状	様式第7号	×	Δ	・申請者が支店等の長へ入札・見積り、5 委任する場合のみ提出してください。 ・委任者の印鑑は実印(印鑑登録印)、受 してください。	

申	請書類の名称			要当者提出要	注意事項
			業者	業者	
12	入札代理人届	様式第8号	Δ	×	・市内業者のみ対象。
	ノい口口の土ノい田				・3名まで登録できます。
13	営業所一覧表	様式第9号	×	Δ	<ul><li>・営業所が受けている建設業法上の許可業種を必ず記入してください。</li><li>・主たる営業所及び委任する営業所のみを記入して下さい</li></ul>
					◇該当がある場合のみ作成してください。
14	納税証明書 (市町村税)	課税のある 市町村 写し可	0	0	・臓課されている税に未納がないことが分かる証明書。 (発行年月日が申請書提出日から3か月以内のもの) ・委任先がある場合は、委任先の所在する市町村が発行するもの。
	納税証明書 (国税)	国 写し可	0	0	<ul> <li>・所得税又は法人税及び消費税の納税証明書(未納がないことの証明) (発行年月日が申請書提出日から3か月以内のもの) ※電子納税証明書 可</li> <li>(法人) 様式その3の3</li> <li>(個人) 様式その3の2</li> </ul>

## ※市内業者とは、魚津市内に主たる営業所を有する業者です。

- ①申請書は、明瞭に記入してください。 訂正する場合は、二線で抹消し訂正印を押印してください。 砂消し・修正液・修正テープ等は使用しないでください。
- ②申請書は、上記の番号順にA4版、ひも綴じ又はターンクリップ留めし、受付票を添えて提出してください。 (ファイル綴じにはしないでください。)
- (タ) イル級 じにはしない (マトだらい。) ③郵送による申請をされた方に受付印を記載した書類(受付表のコピーもしくは任意の受領書様式)の返送は致しません のでご了承ください。また、提出書類の到着についての質問にはお答えできません。受理の確認を必要とされる方は、「 書留」・「簡易書留」・「配達証明」・「レターパックプラス」のいずれかの方法で郵送いただき、書類の到着を日本郵 便の郵便追跡サービスでご確認ください。